

ソフトウェアの使用許諾書（無償提供版）

第1条（本契約の成立）

お客様が、本ソフトウェアの使用もしくはインストールを行った時点で、本契約書記載の内容に同意いただいたものとみなし、当社もしくは当社が再使用許諾権を付与した者（以下あわせて「当社」といいます）との間で、本契約が有効に成立するものといたします。

第2条（使用許諾）

1. お客様は、無償で本ソフトウェアを、日本国内において、お客様の社内業務遂行の目的に限定して、使用することができます。なお、本ソフトウェアの使用とは、本契約に従い「プログラム」のロード、実行、セーブ、画面入出力を行うこと、および「関連資料」を利用することをいいます。
2. お客様は、本ソフトウェアをバックアップ用として1部に限り複製して保管することができます。
3. お客様は、いかなる方法によっても本ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイルを伴うリバースエンジニアリングをすることや、本ソフトウェアを改変することはできません。
4. お客様は、本条項に基づき本ソフトウェアの使用権のみを取得し、本ソフトウェアの著作権、所有権その他のいかなる権利も取得しません。
5. 本ソフトウェアに他社のプログラムが含まれる場合、別途、他社よりお客様に対してそのプログラムの使用許諾が行われませんが、その使用許諾契約の内容に抵触しない限り、お客様は本契約記載の条件に従うものとします。
6. 本契約はお客様に対し、本ソフトウェアの改訂版(アドオンパック)、変更、機能強化、サービスパック、またはその他のサポートサービスを受ける権利を付与するものではありません。
7. 本ソフトウェアには、ランタイムライブラリ、ユーティリティまたは、機能追加を伴うコンポーネント(以下「ランタイムコンポーネント」という)が搭載されている場合があります。ランタイムコンポーネントに別途使用条件が含まれる場合は、その条件と抵触しない限りにおいて、本契約が適用されるものとします。当社は、お客様が本ソフトウェアに付与されるサンプルコードを変更し、ソース形式で配布することを許諾します。ただし、本ソフトウェアに付与されるサンプルコードおよびお客様が変更したサンプルコード等の使用は、全てお客様の責任において行われるものとします。
8. お客様は、本ソフトウェアを、直接的、間接的を問わず、日本国、米国およびその他の国の全ての法律・規則に違反して輸出してはいけません。

第3条（保証責任）

1. 当社は、本ソフトウェアの著作権を有し、または著作権者から再使用許諾する権利を受けていることを保証します。
2. 本ソフトウェアは無償提供版のため、当社は、本ソフトウェアのお客様の使用目的への適合性および法律上の瑕疵担保責任を含め一切の保証を行いません。

第4条（当社の責任の範囲）

1. 前条に関わらず、裁判所により当社に対して本ソフトウェアに起因する損害賠償が認められる場合でも、その損害賠償の範囲は、お客様が本ソフトウェアを使用したことによりお客様に直接的結果として現実に発生した通常の損害とし、かつ、30万円を上限とします。
2. 前項は、本ソフトウェアの使用が第三者の著作権侵害となった場合、当社の故意または重過失による場合は適用されません。
3. 当社は、当社の判断により当社の関連会社に本契約記載の業務を委託することができるものとします。ただし、委託にあたっての責任は、全て当社の責任においてなされるものとします。

第5条（権利の譲渡）

お客様は、当社の書面による事前の承諾なく下記の行為を行ってはいけません。

- ①. 本ソフトウェアのCD媒体およびその複製物を第三者に譲渡、貸与、占有移転すること
- ②. 本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を第三者に移転、譲渡、担保の用に供すること

第6条（本契約の終了）

お客様が本契約の条項に違反し、当社が違反の是正を催告した後、2週間以内に是正されなかった場合、当社は本契約を解約し、お客様の本ソフトウェアの使用を終了させることができます。

第7条（契約終了時の処置）

前条により本契約が終了した場合、お客様は、直ちに本ソフトウェア、バックアップ複製を消去し、かつ、本ソフトウェアに関する資料を廃棄するとともに、その旨証明する書面をお客様の責任者名義で当社に提出するものとします。

第8条（完全合意）

本ソフトウェアの使用に関しては、本契約記載の内容がお客様と当社の合意の全てとします。

第9条（契約の変更）

本契約の変更は、お客様および当社の権限ある正当な代表者または代理人が記名捺印した文書によってのみ行うことができます。

第10条（協議）

本契約に規定されていない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲および乙は、誠意をもって協議するものとします。

第11条（合意管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じ、裁判による解決を必要とする場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

以上